

卷 末 資 料

- 資料 1 甲府市都市計画マスタープラン策定の経緯
- 資料 2 甲府市都市計画審議会条例
- 資料 3 甲府市都市計画審議会委員名簿
- 資料 4 甲府市都市計画審議会専門委員会設置要綱
- 資料 5 甲府市都市計画審議会専門委員会名簿
- 資料 6 用語解説

資料 1 甲府市都市計画マスタープラン策定の経緯

年度	月 日	内 容
2014年度	10月 8日	第 1 回庁内検討会議、第1回幹事会
	12月19日	第 2 回幹事会
	2月18日	第 3 回幹事会
	3月19日	第 2 回庁内検討会議
	3月31日	甲府市都市計画マスタープラン策定（見直し）方針等の決定
2015年度	5月28日	第 4 回幹事会
	6月 2日	第 1 回政策検討会議
	6月22日	甲府市都市計画マスタープラン策定に伴う市民参加実施要領の制定
	7月10日～ 7月24日	市民アンケート調査
	10月21日	第 5 回幹事会
	3月 4日	第 6 回幹事会
	3月13日	第 1 回市民ワークショップ
	3月24日	第 3 回庁内検討会議
2016年度	4月24日	第 2 回市民ワークショップ
	5月22日	第 3 回市民ワークショップ
	6月26日	第 4 回市民ワークショップ
	6月27日	甲府市都市計画審議会へ中間報告
	7月27日	第 7 回幹事会
	8月4日	第 4 回庁内検討会議
	10月19日	第 1 回基本戦略会議
	11月 2日	第 8 回幹事会
	12月20日	甲府市都市計画審議会へ中間報告
	3月27日	甲府市都市計画審議会で甲府市都市計画審議会専門委員会設置の決定
	2017年度	4月20日
5月19日		甲府市都市計画審議会専門委員会委員委嘱式、 第 1 回甲府市都市計画審議会専門委員会
7月 5日		第 2 回甲府市都市計画審議会専門委員会
8月29日		第 3 回甲府市都市計画審議会専門委員会
9月14日		第 5 回庁内検討会議
9月29日		甲府市都市計画審議会専門委員会から甲府市都市計画審議会へ報告
10月 2日		第 2 回政策検討会議
10月 5日		甲府市都市計画審議会から甲府市へ意見提出
10月19日		第 6 回庁内検討会議
11月 1日		第 3 回政策検討会議
12月 1日		甲府市都市計画審議会へ素案報告
12月13日		市議会へ素案報告
12月18日		山梨県都市計画課と素案協議
1月 5日～ 2月 6日		パブリックコメント
2月28日		甲府市都市計画審議会へ原案報告
3月30日		甲府市都市計画マスタープラン公表、山梨県に通知

資料 2 甲府市都市計画審議会条例

昭和44年10月6日

条例第33号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、甲府市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 7人以内
- (2) 市議会の議員 5人以内
- (3) 関係行政機関の職員 3人以内

2 前項第1号に掲げる委員の任期は、2年とする。

3 委員は、再任することができる。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。

4 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、会長は、第2条第1項第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員（議案に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

第6条 審議会は、審議会の委任を受けてその権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長の指名した委員5人以内をもって組織する。

3 前条の規定は、常務委員会に準用する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市計画に関する事務を分掌する部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

資料3 甲府市都市計画審議会委員名簿

区分	分野	職名	氏名	備考
学識経験者	農業 造園	山梨県緑の教室講師 (元農林高校校長)	久保田 公雄	会長
	商工 経済	甲府商工会議所 常議員	五味 節夫	職務代理者
	法律	弁護士	中島 大督	
	都計 環境	山梨大学 大学院総合研究部 准教授	石井 信行	
	交通 計画	山梨大学 大学院総合研究部 教授	佐々木 邦明	
甲府市議会議員		甲府市議会議員	廣瀬 集一	
		甲府市議会議員	天野 一	
機関職員 関係行政		山梨県 中北建設事務所長	高井 達也	2017年5月9日 委嘱
		山梨県 中北農務事務所長	荻原 修	2017年5月9日 委嘱

※任期：2016年6月27日～2018年6月26日

資料 4 甲府市都市計画審議会専門委員会設置要綱

平成29年4月20日

建第1号

(設置)

第1 甲府市都市計画審議会条例(昭和44年10月条例第33号)第3条第2項の規定に基づき、甲府市都市計画審議会専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(趣旨)

第2 委員会の運営については、甲府市専門委員設置規則(昭和28年7月規則第11号)に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(組織)

第3 委員会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。

(1) 甲府市都市計画審議会委員のうち、商工・経済、都市計画・環境及び交通計画分野の学識経験者

(2) 土地利用・まちづくり、農業、都市防災、福祉、空家対策及び消費者団体の専門知識を有する者 6名以内

(委員長等)

第4 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員長及び副委員長は、第3第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから、互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、市長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

3 委員長は、次回の委員会の開催予定期日を委員会の終わりに出席委員に図って決めることができる。

(報告)

第6 委員長は、委員会の調査検討の結果を甲府市都市計画審議会に報告するものとする。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、建設部まち開発室都市計画課において処理する。

(委任)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

資料5 甲府市都市計画審議会専門委員会名簿

区分	分野	職名	氏名	備考
都市計画審議会委員 学識経験者	商工 経済	甲府商工会議所 常議員	五味 節夫	
	都市計画 環境	山梨大学 大学院総合研究部 准教授	石井 信行	副委員長
	交通計画	山梨大学 大学院総合研究部 教授	佐々木 邦明	委員長
専門委員	土地利用 まちづくり	東京工業大学 環境・社会理工学院 教授	中井 検裕	
	農業	甲府市農業協同組合 代表理事組合長	長田 学	
	都市防災	甲府市防災リーダー指導育成研修会 講師	吉岡 吉	
	福祉	山梨県立大学 人間福祉学部 教授	大塚 ゆかり	
	空家対策	山梨大学 大学院総合研究部 教授	田中 勝	
	消費者団体	甲府市消費者協会 理事	山村 元子	

※任期：2017年5月19日～2018年3月31日

資料 6 用語解説

用語	意味
A～（アルファベット）	
C&R	cycle and rideの略で、まちなかへの自動車の流入を抑制して、バスや電車の利用を促進するために、自転車でバス停や駅に来て、バスや電車に乗り換えるシステムのこと。
ICT	Information and Communication Technologyの略で、情報や通信に関する技術の総称のこと。従来から使われている「IT（Information Technology）」に代わる言葉として使われている。
NPO	Non-Profit Organizationの略で、非営利組織を意味する。政府や私企業とは独立した存在として、住民及び民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織や団体のこと。
PFI	Private Finance Initiativeの略で、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ること。
PPP	Public-Private Partnershipの略で、公民連携や官民協働を意味する。行政と民間との幅広い連携により、より効率的に行政サービスの提供を図ること。
あ行	
インフラ資産	市民の生活や産業の基盤であり、安全な生活を支えるうえで必要不可欠なもの。上下水道設備、道路、橋梁及びトンネルなどを指す。
温室効果ガス	大気を構成する物質のうち、地表面から輻射される赤外線を吸収する微量物質のこと。京都議定書では、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）及び六ふっ化硫黄（SF ₆ ）の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。
か行	
開発許可制度	都市計画法で定められるいわゆる線引き制度の実効を確保するとともに、一定の土地の造成に対するチェックを行うことにより、新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の促進を図るために設けられた制度のこと。
既存集落	市街地とは独立して生活圏が構成されている複数の建物がある集落のこと。
既存ストック	これまでに整備された基盤施設、公共施設や建築物等の都市施設のこと。
基盤整備	道路・街路、鉄道、河川、上下水道、公園や緑地、エネルギー供給施設、通信施設、学校、病院等の都市における生活や産業活動の基盤を形成する公共施設のこと。
義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない経費のこと。人件費、扶助費及び公債費などが義務的経費に属する。

用 語	意 味
救急医療機関	一次救急とは、車や徒歩で来院し外来の治療だけで帰宅可能な軽症の患者を対象とした救急医療のこと。これに対して、二次救急医療とは、主に救急車により搬送され入院が必要なケガや病気を対象とした救急医療のこと。また、三次救急医療とは、生命に危険のある重篤患者に高度な医療を提供する救急医療のこと。
狭あい道路	緊急車両の通行や防災上支障となる幅員4メートル未満の道路のこと。
居住を誘導すべき区域	人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域のこと。
区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法に基づき行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業のこと。
クリーンエネルギー自動車	石油以外の資源を燃料に使うことによって、既存のガソリンカーやディーゼルカーよりも窒素化合物や二酸化炭素などの排出量を少なくした自動車のこと。
景観形成	眺望景観、自然景観、歴史景観及び都市景観などを、守り・活かし・創っていくことにより、だれもが美しいと感じ、住民の誇りとなるような景観づくりを、住民、事業者及び行政が力を合わせて進めること。
下水道管路施設	管きよ、マンホール、雨水吐、吐口、ます、取付管等の総称であり、下水道の根幹をなすものである。これらは排水設備とともに、住居、商業、工業地域等から排出される汚水や雨水を収集し、ポンプ場、処理場又は放流先まで流下させる役割を果たすものである。
後期高齢者	75歳以上の高齢者のこと。65歳以上75歳未満の方は、前期高齢者と呼ばれる。
公共サイン	人々にまちや地域の地理、方向及び施設位置などの情報を提供するための媒体として、標識、案内地図、誘導版等の総称であり、公共団体等（国、地方公共団体及び農業協同組合その他の公共的団体）が設置するもの。
公共施設等マネジメント	行政が保有する全ての公共施設等の状況を把握し、経営的かつ長期的な視点で再配置等を行い、財政支出の削減等を行う一連の取組のこと。
公債費	地方公共団体が、地方債の発行の際に定められた条件により、毎年度必要とする元金の償還及び利子の支払いに必要とする経費のこと。
耕作放棄地	農作物が過去1年以上作付けされず、農家がこの数年の間に作付けする考えのない土地のこと。
高次都市機能	行政、教育、文化、情報、商業及び交通など市民生活や企業の経済活動に対して、各種のサービスを提供する都市自体が持つ高いレベルの機能で、都市圏を越えて広域的に影響力のある機能のこと。
交通弱者	自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者及び障がい者などの自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人のこと。

用語	意味
コミュニティバス	公共交通が空白又は不便な住宅地区などで、高齢者や体の不自由な方にも安全で利用しやすく、地域住民の多様なニーズにきめ細やかに対応する地域密着型バスシステムのこと。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少や少子高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉、商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。
さ行	
災害危険区域	土砂災害及び洪水などの災害に備えて、住宅や福祉施設といった居住用建築物の新築や増改築を制限する区域のこと。
山地災害危険地	山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などにより、官公署、学校、病院、道路等の公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形地質特性から見て、その崩壊危険度が一定基準以上の地区を調査把握したもの。
市街化区域	都市計画法第7条の規定に基づき、都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画法第7条の規定に基づき、都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。
市民農園	非農家の市民が、小規模な農地で非営利的に野菜や花などを栽培する活動を行なう農園のこと。近年は、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的にも活用されている。
住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障がい者及び子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者などのこと。
住宅セーフティネット制度	住宅確保要配慮者への賃貸住宅の供給の促進を目的として、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、住宅確保要配慮者に対する居住支援などを行う制度のこと。
循環型社会	有限である資源を効率的に持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。
水源かん養	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させ、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されること。
スマートインターチェンジ	高速道路の本線やサービスエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCが搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。
生活道路	一般道路のうち、主として地域住民の日常生活に利用される道路のこと。
生活利便施設	身近な生活に必要なスーパー、コンビニエンスストア、病院、銀行、郵便局等の施設のこと。
前期高齢者	高齢者のうち65歳以上75歳未満の人のこと。世界保健機関の定義による。75歳以上の人は、後期高齢者と呼ばれる。

用語	意味
総合計画	地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画のこと。地方自治法第2条の策定規定は、現在削除となっており、甲府市では自治基本条例に基づいて策定している。
た行	
地区計画	都市計画法第12条の5に規定する都市計画のひとつで、建築物の建築形態、公共施設等の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、保全するための計画のこと。
中核市	地方自治法に定められた、人口20万人以上の市で政令によって指定された市のこと。2015年4月1日に施行された地方自治法の一部を改正する法律により、人口20万人未満の特例市は、経過措置として5年間であれば保健所を設置するなどの条件を満たすことにより、中核市の指定を受けることができる。
中山間地域	農林統計の地域区分の一つであり、平野の周辺から山地に至る、平坦な耕地が少ない地域のこと。
低炭素社会	持続可能な経済発展を図りながら、地球温暖化の最大の原因といわれる二酸化炭素(CO ₂)の排出をできるだけ抑える社会のこと。
低未利用資産	土地や建物のうち、用途が廃止されたものや、本来の目的どおり利用されていないもの及び他の資産に比べ利用率が著しく低いもののこと。
デマンド型乗合タクシー	ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーに準じた利便性と、乗合や低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービスのこと。
投資的経費	その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のこと。
都市機能	都市が持つ電気や水道の供給、交通手段の提供及び行政機能など都市としての機能を指す。
都市機能を誘導すべき区域	医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域のこと。
都市計画区域	自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備し、開発し及び保全する必要のある区域として指定されたもの。
都市計画区域 マスタープラン	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。都市計画法第6条の2の規定に基づき、都道府県が広域的な視点から定める都市計画の基本的な方針のこと。
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路のこと。
都市計画道路整備 プログラム	今後整備すべき道路（未整備区間の都市計画道路）を対象に、安全性、地域の活性化及び快適性など各道路が果たす役割から十分な事業効果が得られる路線を抽出し、整備時期等をまとめたもの。
都市公園	都市公園法第2条に規定する都市計画施設である公園又は緑地で、地方公共団体が設置するものや国営公園などを指す。

用語	意味
都市のスポンジ化	都市の内部で空き家や空き地等が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態のこと。
な行	
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、総合的に農業の振興を図ることが必要な地域として、都道府県知事が市町村と協議して指定する地域のこと。
農地銀行	農地の「貸したい」「借りたい」を情報として蓄え、借り手と貸し手を結びつける活動を通じて、農地の効率的な利用を進める制度のこと。
農地中間管理機構	高齢化や後継者不足等で耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織等の担い手に貸し付ける公的機関のこと。
農地転用	農地を農地以外のものにする事及び農地を農地以外のものにするため所有権等の権利設定又は移転を行うこと。
は行	
パブリックコメント	計画等の策定過程や規制関連の条例制定過程等で案を示し、広く住民等から意見等を募集し、寄せられた意見等に対して行政の考え方を公表し、案の修正を含めた検討を行う一連の手続きのこと。
ヒートアイランド	都市部の地表面における熱収支が、都市化に伴う地表面の改変（地面の舗装、建築物）などにより変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象のこと。
非線引き都市計画区域	市街化区域と市街化調整区域とに区分されていない都市計画区域のこと。法律上の名称は「区域区分が定められていない都市計画区域」である。
避難路	県や市が指定している緊急輸送道路及び緊急輸送道路と避難所を最短で結ぶ道路のこと。
風致地区	都市の風致（都市内の自然的な要素に富んだ土地の良好な自然的景観）を維持するために定められる都市計画法第8条に規定する地域地区のこと。
扶助費	社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障がい者及び生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費のこと。
や行	
遊休不動産	事業使用目的で取得したが、企業活動にほとんど使用されていない不動産のこと。
優良農地	集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地や農業生産性の高い農地など良好な営農条件を備えている農地のこと。
ユニバーサルデザイン	ソフト・ハードの両面の幅広い分野にわたり、年齢、性別、国籍及び個人の能力などに関わらず、可能な限り多くの人々が利用できる社会環境の整備を総合的に進めるうえでの基本的な考え方のこと。
用途地域	都市計画法第8条の規定に基づく地域地区のひとつで、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域のこと。

用 語	意 味
ら行	
ライフサイクルコスト	公共施設等の企画や設計から維持管理、廃棄に至る過程（ライフサイクル）に必要な経費の総額のこと。LCC（life cycle cost）。
立地適正化計画	居住機能、医療・福祉、商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置付けられる市町村マスタープランの高度化版のこと。
リニア中央新幹線	1973年（昭和48年）に全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画が決定され、超電導磁気浮上式リニアモーターカーにより東京都と大阪市とを約1時間で結ぶ新幹線の整備計画路線である。2027年に東京－名古屋間、最短で2037年に東京－大阪間で開業する予定である。
わ行	
ワークショップ	まちづくりなどに関して、地域に関わる様々な問題に対応するために、様々な立場の参加者が、共同作業等を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考案、それらの評価などを行っていく活動のこと。